

■建築物木造木質化支援事業（県単補助）の概要

■事業目的

- ・「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「県木材利用方針」の着実な実行
- ・民間公共建築物等における紀州材利用の喚起
- ・波及効果による建築物一般への紀州材利用の増加

■事業内容

① 施設の木造・木質化

【補助限度額 1事業主体当たり15,000千円】

建築物を新築、改築、もしくは増築する場合、紀州材を積極的に使用した木造化または内外装の木質化

に対して支援。

② 施設の木製品整備

【補助限度額 1事業主体当たり10,000千円以内】

紀州材で製造された木製品の公共施設等への導入を支援

③ 地盤改良

【補助限度額 1事業主体当たり3,000千円以内】

■補助対象経費・補助率

① 施設の木造・木質化

木造化（柱・梁等）、木質化（床、壁、板塀等）に係る木材費の1/2以内

② 木製品整備

請負現地施工の場合、木材費の1/2以内

紀州材の学習机や椅子、家具等の購入経費の1/2以内

③ 地盤改良

木材費の1/2以内

＜上限単価＞

☆木造化	構造材	109千円/㎡
☆木質化	内外装材(板塀含む)	8千円/㎡
☆木製品整備	木製品	1,000千円/品
	学習机&椅子	20千円/組
☆地盤改良	地盤改良用土中杭	33千円/㎡

■事業主体：各種公的法人、公共交通事業者、その他公共的な団体

■その他

- ・木材の利用を補助の条件とした補助金（森林環境譲与税を含む）等との重複受給はできません。
- ・受付期間内（予算の状況に応じて適宜実施）のみ、補助金の申請を受け付けます。
- ・補助対象である「紀州材で製造された木製品」について、商品カタログと木工業者の一覧を県林業振興課HPにて紹介しておりますので、ご参照ください。



[和歌山県 林業振興課ホームページ「紀州材」に事業概要及び書式類を掲載しています。]

※当事業の内容は令和4年度のものであり、次年度以降は変更される場合があります。
木造公共施設整備に関しては、上記事業の他に国庫補助事業（林野庁所管等）もあります。